

広島県告示第六百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地 広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂及び同市佐伯区湯来町大字伏谷地内
自然現象の種類	原因となる現象	土砂災害の発生原因	区域の名称	
○	伏谷G(一三)	鹿道D(七〇) 六九一三	急傾斜地の崩壊	表区域示の区域の名称
○	伏谷G(一三)	鹿道D(七〇) 六九一三	急傾斜地の崩壊	区域の名称
○	伏谷G(一三)	鹿道D(七〇) 六九一三	急傾斜地の崩壊	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
○	伏谷G(一三)	鹿道D(七〇) 六九一三	急傾斜地の崩壊	区域の名称

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。